

別表 1 (第 1 条関係)

1 県内に所在を有する以下の団体等

- (1) 市町村
- (2) 商工会、商工会議所、農協等の経済団体
- (3) その他、福島空港の利用促進に資する活動を行う非営利の団体等で、知事が特に認めるもの

2 県外に所在を有する以下の団体等

福島空港利用促進協議会の賛助会員

別表 2 (第 2 条関係)

事業の要件	補助対象経費	補助額
<p>以下の要件を全て満たすこと。 ただし、国際航空チャーターの実施において、悪天候又は空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での発着があったものと見なす。 また、その他やむを得ない事由による欠航等による福島空港を利用できなかった場合については、事由発生の都度県と協議のうえ、補助対象としての適否を判断することとする。</p> <p>① 別表 1 に掲げる団体等が自ら企画・立案し、主体となる事業であること (募集型旅行を利用する場合を含む)</p> <p>② 営利を目的としないこと</p> <p>③ 次のいずれかの航空便を利用する事業であること (原則として往復利用とする)</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 1 日時点で福島空港の国際定期路線を就航していた航空会社により運航さ</p>	<p>事業の実施において要する以下に掲げる経費。</p> <p>1 渡航費</p> <p>2 事業の実施に要する以下の諸経費</p> <p>(1) 企画立案に要する経費 (旅行会社への企画委託料を含む)</p> <p>(2) 渡航先での交流等に要する経費 (通訳料、車両代等)</p> <p>(3) その他事業の企画及び実施において要する経費</p>	<p>補助対象経費ごとに、次の額とする。</p> <p>1 渡航費</p> <p>以下により算出した額の合計額 (上限 300,000 円) と事業の実施に要する渡航費の合計額を比較して、低い方の金額。</p> <p>① 参加者 1 人あたりの補助単価 15,000 円に利用者数を乗じて得た額</p> <p>② なお、行程上の都合などにより、やむを得ず片便利用とならざるを得ないと認められる場合には、補助単価を上記①の半額として積算した金額により算出する。</p> <p>2 事業の実施に要する諸経費</p> <p>100,000 円と事業の実施に要する諸経費の合計額を比較して、低い方の金額。</p>

<p>れ、発着地を上海又はソウルとする国際チャーター便を利用する事業であること</p> <p>イ 福島空港の国際定期路線を利用する事業であること</p> <p>ウ 東アジア又は東南アジアの都市を就航先とする国際チャーター便を利用する事業であること（ただし、ア及びイの事業を除く）</p> <p>④ 1事業当たり、10名以上の参加者があること</p>		
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--